

# 構造等の規制に関する行政指導指針

(平成31年3月11日制定)

## 1. 目的

この指針は、地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第8項に規定する有害物質使用特定施設又は法第5条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する者（以下「有害物質使用特定施設等設置事業場」という。）に対して行う指導について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反 表1及び表2の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号。以下「規則」という。）で定める基準に適合しないこと。

表1 構造基準等

項目	規則
施設本体の床面及び周囲の構造等	第8条の3
配管等の構造等	第8条の4
排水溝等の構造等	第8条の5
地下貯蔵施設の構造等	第8条の6
使用の方法	第8条の7

表2 点検事項等

項目	規則
点検事項及び回数	第9条の2の2
点検結果の記録及び保存	第9条の2の3

- (2) 指導 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号及び岡山市行政手続条例（平成9年条例第58号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。

### 3. 対象事業場

指導は、立入検査により違反事実が判明した有害物質使用特定施設等設置事業場を対象に行うものとする。

### 4. 指導の基準

指導は、別に定める運用基準により決定する。ただし、考慮すべき特別な事情があるなど運用基準によりがたい場合はこの限りでない。

### 5. 指導の方法

指導の方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反判明後速やかに違反の事実（対象施設・違反項目等）を通知し、措置を講じるよう指示する。
- (2) 「注意書」による注意を行い、表1に係る違反の場合は期限を定めて施設等の改善について指示する。
- (3) 表1に係る違反の場合は改善措置完了後に立入検査を実施し、同表の施行規則で定める基準に適合していることを確認する。

#### 附 則

本指針は、平成31年3月11日から適用する。